

1 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加議案第45号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

概要は説明で理解いたしました。何点か確認させてください。

市内の外国人の方、全てがこの、今おっしゃった特定在留カード及び特定特別永住者証明書ですか、これの対象は、市内の住んでいらっしゃる方全員と考えてよろしいですか。

○藤井市民課長

市内に在留している在留期間が3か月を超える外国人及び特別永住者の方が対象となります。

以上でございます。

○仲山委員

この2ページのところの概要のところの書き方として「取得できるようにするもの」という表現があるんですけども、これは送付されてくるというよりは、御本人が申請か何かなさらないといけないんでしょうか。

○藤井市民課長

本特定在留カードの申請につきましては、それ単独で申請することができません。期間の満了とか、そういう更新手続に合わせて申請するものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

その切替えのときに申請するということで、そのタイミングで全員周知ができるというか、漏れることがないというふうに理解いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」